

告
示
目
次

(高齡福祉課險保)

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………（構造政策課）…二
○介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………（同）…二
○農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託の一
部改正……………（畜産課）…二
○家畜人工授精講習会の開催……………（畜産課）…二
○過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了……………（道路課）…二
○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………（経理課）…三

公 告

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………（農村整備課）…三

出 先 機 関

○道路の位置の指定……………（弘前土木事務所）…三

○右 同……………（十和田土木事務所）…四

○右 同……………（同）…四

公 安 委 員 会

○型式の検定適合遊技機……………（生活安全課）…四

告示

青森県告示第四百六十五号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

青森県告示第四百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年月日
名 称	所 在 地	指 定
株式会社ケアライフ青森	青森市卸町三の五戸町	平成二・六・六
株式会社ケアライフ青森むつ営業所	五戸町訪問看護ステーション	一・七・八
"	沢向一七の三	三・六・六

青森県告示第四百六十七号

平成十三年四月一日青森県告示第二百五十一号（農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

表津軽山形農業協同組合の項を削る。

青森県告示第四百六十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第十五十七号）第二条第一項の規定により告

示する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

一 開催期間

平成十三年九月十日から同年十月四日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大学校（上北郡七戸町）及び青森県肉用牛開発公社繁殖牧場（上北郡横浜町）

三 講習人員

三十人以内（ただし、豚については十人以内）

四 対象家畜

牛及び豚

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて平成十三年八月二十四日までに所轄の家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百六十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木村守男

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する
同法第八条第一項の規定により、廻堰大溜池土地改良区に係る土地改良事業計画の変

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

公 告

黒石市青山八八の四、八 八の七及び八八の九、八 ル五八・二三メートル	位 置 延 長	幅 員 指定年月日
平成 三・七・九		

弘前土木事務所長 田 中 日出興

平成十三年八月十日

- 一 売りさばき人の住所及び名称
五所川原市大字野里字奥野一〇〇
- 二 変更内容
ごしょがわら市農業協同組合
- 1 変更前の住所及び売りさばき場所
住 所 五所川原市字岩木町一二
売りさばき場所 五所川原市字岩木町一二
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所
住 所 五所川原市大字野里字奥野一〇〇
売りさばき場所 五所川原市字川端町一一の七

弘前土木事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、
次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二
月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前土木事務所及び黒石市
役所に備え置いて縦覧に供する。

出 先 機 関

鶴田町役場
柏村役場

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類
1 土地改良事業計画書の写し
2 定款の期間
平成十三年八月十三日から同年九月七日まで

三 縦覧の場所
鶴田町役場
柏村役場

青森県告示第四百七十号
次の青森県收入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり
変更があるので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の
規定により告示する。

平成十三年八月十日

路線名	工 事 区 間	工事の種類	完了事日の日
島守是川線	三戸郡南郷村大字島守字内山西の五か ら三戸郡南郷村大字島守字帳塚九の三ま で	改築（道路改 良）	平成 三・七・四

更認可の申請を適當と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第
八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月十日

青森県知事 木 村 守 男

十和田土木事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月十日

十和田土木事務所長 原田邦治

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
三沢市松原町一丁目三一 の三六七六及び三一の三 六七八から三一の三六八 三まで	一六四・一四メートル	六・〇〇メートル	平成三・七・三

十和田土木事務所告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次とのとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び野辺地町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年八月十日

十和田土木事務所長 原田邦治

上北郡野辺地町字笹館 の五及び六六	位 置	延 長	幅 員	指定年月日
八七・七〇メートル		六・〇〇メートル		
平成三・七・三				

青森県公安委員会告示第四十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年八月十日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
回胴式遊技機	ショウウグン	アイジーティージャパン株式会社
回胴式遊技機	スピンドラック	クレイジーレーサーR
同 右	オオバクダン	株式会社マーシー販売
同 右	クリエイジーレーサーR	アルゼ株式会社
同 右	ゴーストラッシュ	株式会社エレコ
同 右	ヘラクレス2	サミー株式会社
右 ジュウオウ—30	ズギューン	エアロガイズ
右 エアロガイズ		株式会社アリストクラート テクノロジー

公 安 委 貴 会

同 右	同 右	同 右	ぱ ち ん こ 遊 技 機	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右	同 右
ス ー ペ ー EX 麻 雀 M J	G C R P フィ ー バ ー ワ イ ド パ ワ フル	C R ハ ム ス タ ー ハ ウ ス S	C R ハ ム ス タ ー ハ ウ ス	チャ レ ン ジ マ ン	ヘ ン ナ オ ジ サン	バ カ ト ノ	ワ イ ル ド ア ッ ト シ テ ィ ー	ダ ブル フ ェ イス			
株 式 会 社 ニ ュ ー ギ ン	株 式 会 社 三 共	同 右	株 式 会 社 竹 屋	岡 崎 産 業 株 式 会 社	同 右	同 右	株 式 会 社 ダイ ド ー	同 右			